

妊婦・授乳婦に対するMRIおよびCT時の造影剤投与－小倉医療センターの取り決め－

元島成信^{1)2)†} 川上浩介¹⁾ 宮島隆一³⁾
川波哲⁴⁾ 大藏尚文¹⁾

IRYO Vol. 75 No. 1 (9-14) 2021

要旨

妊婦や授乳婦に対するmagnetic resonance imaging (MRI) およびcomputed tomography (CT) 時の造影剤投与は、児に対する安全性に関する混乱があり、造影剤投与の必要性や妥当性の有無、授乳婦に対する造影剤投与後の授乳制限有無の判断に苦慮することがある。しかし、造影剤投与ともなう児への影響に関する情報は少なく、これらの混乱は、有用な画像検査の不必要な回避や授乳の不必要な制限をもたらす得る。妊婦や授乳婦に対する適切な画像検査情報は、最適の管理方針決定への寄与が期待される。そこで、妊婦や授乳婦に対するMRIおよびCT時の造影剤投与について、院内医療者間の統一した意思決定プロセスが望ましいと判断し、院内の取り決めを作成することとした。方法は、日米欧の産婦人科および放射線科の最新のガイドラインや提言、造影剤の医薬品添付文書を参照し、院内の取り決めについて、産婦人科医と放射線科医との間で協議した。妊婦や授乳婦に対するMRIおよびCT時の造影剤投与によるリスクとベネフィットに加え、国立病院機構小倉医療センター（当院）の現状も勘案した上で、院内の取り決めを作成した。院内の取り決めの原則は、妊婦に対するMRIは、必ず一期的に非造影検査を行い、画像評価の上、造影検査が診断に不可避と判断した場合に限り造影検査を追加することとした。妊婦に対するCTは、非造影検査を原則とするが、造影検査が必要と判断した場合には非造影検査は行わず、単相の造影検査を行うこととした。授乳婦に対するMRIおよびCTでは、造影剤投与後の授乳制限は基本的に行わないこととした。本稿は、妊婦や授乳婦に対するMRIおよびCT時の造影剤投与についての、小倉医療センターの取り決めを提示する。

キーワード 造影剤, 核磁気共鳴画像法 (MRI), コンピュータ断層撮影 (CT), 妊婦, 授乳婦

国立病院機構小倉医療センター 1) 産婦人科, 2) 臨床検査科, 4) 放射線科, 国立病院機構福岡東医療センター 3) 放射線科 †医師

著者連絡先: 元島成信 国立病院機構小倉医療センター 産婦人科

〒802-8533 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10番1号

e-mail: motoshima.shigenobu.ka@mail.hosp.go.jp

(2020年4月27日受付, 2020年11月13日受理)

Administration of Contrast Agent in MRI and CT for Pregnant and Lactating Women: Initiatives of Kokura Medical Center

Shigenobu Motoshima¹⁾²⁾, Kosuke Kawakami²⁾, Ryuichi Miyajima, Satoshi Kawanami³⁾ and Naofumi Okura¹⁾, 1) Department of Obstetrics and Gynecology, 2) Department of Clinical Laboratory, 4) Department of Radiology, NHO Kokura Medical Center, 3) Department of Radiology, NHO Fukuoka-higashi Medical Center

(Received Apr. 27, 2020, Accepted Nov. 13, 2020)

Key Words: contrast media, magnetic resonance imaging, computed tomography, pregnant women, lactating women